

療育手帳交付判定についてのご案内

島根県出雲児童相談所
出雲市小山町 70

療育手帳を新たに取得しようとする方、または既に取得しているが再判定の時期となった方（18歳未満の方）は、出雲児童相談所で障がい程度の判定を受けることが必要です。
お住まいの各市町役場で療育手帳交付申請を終えられましたら、当所へ判定の予約をして下さい。
令和8年度の判定は下記の日程で実施しています。
判定は予約制で行います。必ず事前に電話で予約（TEL **0853-21-0007**）して下さい。

令和8年度判定日			
4月	2(木)・8(水)・10(金)・ 17(金)・23(木)・30(木)	10月	2(金)・7(水)・9(金)・ 16(金)・21(水)・23(金)・29(木)
5月	8(金)・13(水)・15(金)・ 22(金)・27(水)・29(金)	11月	4(水)・6(金)・12(木)・ 18(水)・20(金)・26(木)
6月	4(木)・10(水)・12(金)・ 19(金)・24(水)・26(金)	12月	2(水)・4(金)・11(金)・ 16(水)・18(金)・24(木)
7月	2(木)・8(水)・10(金)・ 17(金)・23(木)・29(水)・31(金)	1月	6(水)・8(金)・14(木)・ 20(水)・22(金)・28(木)
8月	5(水)・7(金)・14(金)・ 19(水)・21(金)・26(水)・28(金)	2月	3(水)・5(金)・10(水)・17(水)
9月	3(木)・9(水)・11(金)・ 16(水)・24(木)・30(水)	3月	4(木)・10(水)・12(金)・ 17(水)・25(木)

時間は ①9:00～ ②10:30～ ③13:00～ ④15:00～

所要時間は、1時間から1時間30分程度です。

なお、判定に際しては、療育手帳を取得されるご本人と保護者の方（または、普段の生活状況をご存知の方）でお越し下さい。

